

神社における  
新型コロナウイルス対応ガイドライン  
(第6版)

「変わらない祈りのために」事務局

## 1. はじめに

各神社においては、本ガイドラインを参考にそれぞれのガイドライン等を作成し、感染防止策を実施すること。

その際、まずは各社の環境や状況に応じて、新型コロナウイルス感染症の主な感染経路である飛沫感染と接触感染のそれぞれについて、神職や巫女、参拝者の接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を検討すること。

- 飛沫感染対策は最重要で、適切なマスクの着用、室内換気に十分考慮する必要がある。リスクが高いと評価する場面は、マスク着用が不十分（特に飲食の場面）な状況、もしくは、人が集まる室内の換気が十分でない場合（解放できる窓が1か所しかない、換気扇がない、機械換気システムがないなど）である。
- 接触感染のリスク評価としては、他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所と頻度を特定する。高頻度接触部位（柄杓、鈴緒、玉串、テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり・つり革、エレベーターのボタン、トイレの便座、便座のふた、トイレトーパーパのふたや水洗レバーなど）に触れた後は手洗いまたは手指消毒すべきだが、それができない（できにくい）場面はリスクとなる。

このガイドラインの内容は、国の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針、既に作成された業種別ガイドライン等を参考に作成しているものであり、今後の対処方針等の変更の他、新型コロナウイルスの感染の地域における動向や専門家の知見、意見等を踏まえ、必要に応じ適宜改訂を行うものとする。

### <新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について>

厚労省HP参考 [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html)  
新型コロナウイルス消毒・除菌方法一覧（それぞれ所定の濃度があります）

| 方法                    | モノ | 手指         | 現在の市販品の薬機法上の整理         |
|-----------------------|----|------------|------------------------|
| 水及び石鹼による洗浄            | ○  | ○          | —                      |
| 熱水                    | ○  | ×          | —                      |
| アルコール消毒液              | ○  | ○          | 医薬品・医薬部外品（モノへの適用は「雑品」） |
| 次亜塩素酸ナトリウム水溶液（塩素系漂白剤） | ○  | ×          | 「雑品」（一部、医薬品）           |
| 手指用以外の界面活性剤（洗剤）       | ○  | —<br>（未評価） | 「雑品」（一部、医薬品・医薬部外品）     |
| 次亜塩素酸水（一定条件を満たすもの）    | ○  | —<br>（未評価） | 「雑品」（一部、医薬品）           |
| 亜塩素酸水                 | ○  | —<br>（未評価） | 「雑品」（一部、医薬品）           |

※薬機法上の承認を有する製品が一部あり、そのような製品は手指消毒も可能。

※一部、食品添加物に該当する製品があり、食品衛生法の規制がかかる場合があります。

## 2. 境内における感染拡大を予防する為の具体的な対策

### ①鳥居・参道

- ・人との接触を避け、対人距離を最低1m確保することが前提。但し、年始の混雑時については、この距離を確保することは困難であることが予想されることから、マスクを着用し、大声での会話などを抑止することを前提に、最低限人と人が接触しない程度の間隔を取るよう働きかける。さらに、境内の滞在時間なるべく少なくする様な工夫が必要である。

事例：（１）参拝者の動線をスムーズにする。（一方通行や左右の幅を拡げる、誘導人員を配置するなど）

（２）休憩所の撤去など、滞留する時間を減らす。

### ②手水舎

事例：（１）柄杓を使用する場合は、使用前後にアルコール等で手の消毒を行う様に掲示する。

（２）柄杓を使わない手水。



(3) マイ柄杓（神宮会館公式通販ホームページ参照）。



- ・参拝者等同士の間隔をできるだけ避け、対人距離（最低限人と人とが接触しない程度の間隔）を確保するよう、人員整理に努めるなど、状況に応じて工夫する。

### ③拝殿前

事例：（１）鈴緒を使用する場合は、使用前後にアルコール等で手の消毒を行う様に  
掲示する。

- ・参拝者等同士の間隔をできるだけ避け、対人距離を確保するよう、人員整理に努めるなど、状況に応じて工夫する。対人距離を最低1m確保することが前提ではあるが、年始の混雑時を考えるとこの距離を確保することは困難であることが予想される。マスクを着用し、大声での会話などを控えてもらえば、距離を確保しなくても問題ないとする。

事例：（１）臨時の賽銭箱を設置するなど、同時に複数人がお参り出来る様にする。

（２）前後左右に列を広げる際に、足型などを置き広がり易くなる様に工夫する。



#### ④授与所（常設・臨時）

##### 《参拝者向け》

- ・参拝者のマスク着用、手指消毒を徹底する。
- ・授与品の陳列方法、頒布方法を工夫する。

事例：（１）注文用紙方式・・・注文用紙を配り、参拝者に記入してもらった授与品を取り纏めて頒布する。

（２）セルフ方式・・・折敷を配り、授与品を参拝者自身に取ってもらい、最後に初穂料を計算する。

- ・参拝者のために、おみくじや絵馬に記入するペンが置いてある場所には、アルコール手指消毒薬を設置する。（盗難に遭わないように固定すること）



- ・参拝者等同士の間隔をできるだけ避け、対人距離（最低限人と人が接触しない程度の間隔）を確保するよう、さらに、人の滞留を防ぐなど、状況に応じて工夫する。

事例：（１）分散化させる為に、開所時間や時期を延長する。

（２）干支物や破魔矢などの縁起物を年末から頒布する。

##### 《従業員向け》

- ・従業員のマスク着用、手指消毒を徹底する。
- ・授与所内にアルコール手指消毒薬を設置する。
- ・換気の悪い密閉空間を作らない様に工夫し、季節を問わずこまめに換気を行う様にする。
- ・授与所で参拝者と対面する場合、アクリル板や透明ビニールカーテン等により参拝者との間を遮断し、飛沫感染を予防する。
- ・不特定多数の者が扱うもの（現金など）に触れた後は、その都度アルコール手指消毒薬を実施する。おみくじや御朱印についても同様に手指消毒を実施する。

## ⑤祈禱受付（祈禱の受付～昇殿）

### 《参拝者向け》

- ・発熱や軽度であっても咳・咽頭痛、倦怠感などの症状がある人は昇殿をお控え頂く旨の掲示を行う。
- ・参拝者のマスク着用、手指消毒を徹底する。
- ・社務所や拝殿等に入室の際に手指の消毒を依頼する。
- ・受付方法の工夫。

事例：（１）インターネットや電話を利用した事前予約受付。

（２）人数制限を行う。

（３）受付用紙記入用のペンは使用後に毎回消毒が望ましいが、難しい場合は、アルコール等の手指消毒を設置する。

### 《従業員向け》

- ・受付場所では、アクリル板や透明ビニールカーテン等により参拝者との間を遮断し、飛沫感染を予防する。
- ・感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱に十分注意しながら、参拝者の情報を適正に管理する。
- ・参集殿や待合室における換気、参拝者同士の接触や会話を極力減らす。空気清浄機は換気の機能はないので注意。また、暖房機器にアルコール消毒液等が引火しない様に注意する。

## ⑥社殿内（祈禱～退下）

### 《参拝者向け》

- ・参拝者のマスク着用、手指消毒を徹底する。
- ・参拝者等同士の距離を保つことや滞在時間を短縮する工夫をする。

事例（１）胡床や椅子などの間隔を空ける。但し、家族は隣合わせすることは可能。

（２）人数制限を行う。

（３）式次第を見直し、本義を壊さない様に注意しながら滞在時間短縮（挨拶の簡略化など）に努める。



## 《従業員向け》

- ・社殿及び施設内の換気を十分に行い、共用する胡床やイス・座布団などの消毒にも配慮する。
- ・参拝者との距離に関わらず、感染症対策の観点から神職や巫女はマスクを着用することが望ましい。尚、玉串の授受や社頭講話、御神札・撤下品をお渡しするなど参拝者と接する際は必ず着用する。
- ・複数の参拝者が触れる玉串拝礼を行う場合は、アルコール等を設置し、祈禱前後に手指消毒をする様に呼びかける。
- ・「神酒拝戴」について、使用した土器（かわらけ）は熱湯消毒又は食器用洗剤でしっかり洗浄する。又、使用する土器は参拝者自身にて手に取る様にする。
- ・御神札や撤下品を授与する際の接触をできるだけ避けるよう、工夫する。

## ⑦神職や巫女など従業員の控室等（職場内クラスターを防ぐために）

- ・年末年始を始め、繁忙期には多くの助勤者の出入りが予想される。換気を行い、密にならない様に配慮する。
- ・臨時雇用を含め、ワクチン接種を採用の要件とすることなどは、不当な差別的取扱に当たる可能性が高いと考えられる。現状ではワクチン接種を採用条件とはしない。
- ・従業員の健康管理（検温や体調確認）をしっかり行い、有症状者は勤務を控える。また、勤務中に体調不良を感じたらすぐに申告し帰宅するようにする。抗原簡易キット等を活用する。
- ・装束（狩衣や袴など）を他人と共有して使わない様に、注意する。布製品用消臭スプレーなどで除菌を謳っている物もあるが、効果は定かではない。
- ・社殿や授与所内では、近接しての作業や声がけが不可欠なことから、マスク・手指消毒の励行、著しく大きな声での会話等は控える。
- ・食事をする際は、対面しない様に注意する。
- ・宿直などの際は、一つの部屋で複数の人が就寝することは極力避けることが望ましい。どうしても同じ部屋で複数人が就寝する場合は、最低1m以上の距離を取る様にする。
- ・環境衛生に留意する。
  - （1）不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を行う。
  - （2）トイレ清掃は通常の清掃方法で良い。
  - （3）共通のタオルは禁止し、ペーパータオルを設置する。手指の消毒設備（石鹸による手洗い、手指消毒用アルコールなど）を設置する。

### 3. その他の感染拡大を予防する為の措置

- ・例祭や神事（酉の市や左義長など）の祭典日が決まっているものは、感染対策に十分配慮して行う。
- ・神輿や山車、神楽や奉納舞、その他神賑行事・奉納行事、露店は感染対策に十分配慮して行う。境内での飲食や食べ歩きは控えて戴き、露店で購入した食品はその場で飲食させず、持ち帰るよう案内する。
- ・神宮大麻暦等の頒布活動については、頒布奉仕者にはマスクの着用、手指消毒を徹底する。頒布奉仕者による「戸別頒布」に抵抗がある場合、又は拒否される恐れがある場合は、社頭頒布に変更する。
- ・甘酒や清酒などの振る舞いは、控えることが望ましい。もし振る舞いを行う場合は、使い捨てコップを利用し、回し飲みは避けること。
- ・参拝時やトイレ等でのこまめな手洗いを奨励するとともに、参拝時や参拝者用のトイレの密集を回避する様に努める。
- ・必要に応じて雑踏整理等を行い、密を回避する為の入場制限も実施する。また、参拝前後の密を回避する為、混雑状況を周知すること、複数の帰路を案内することや神社外での雑踏警備などを必要に応じて実施すること。

~~~~~

監修：菅原えりさ先生（東京医療保健大学大学院 教授）

協力：神社本庁・日本文化興隆財団

賛同神社庁：東京都神社庁・神奈川県神社庁・埼玉県神社庁・群馬県神社庁・千葉県神社庁  
茨城県神社庁・栃木県神社庁・山梨県神社庁・宮城県神社庁・青森県神社庁  
秋田県神社庁・新潟県神社庁・福井県神社庁・石川県神社庁・大阪府神社庁  
兵庫県神社庁・奈良県神社庁・滋賀県神社庁・和歌山県神社庁・岡山県神社庁  
山口県神社庁・徳島県神社庁・香川県神社庁・愛媛県神社庁・高知県神社庁  
福岡県神社庁・長崎県神社庁・佐賀県神社庁・鹿児島県神社庁・沖縄県神社庁

（令和4年11月1日現在）



※本ガイドラインについてのお問い合わせは下記にお願いします。

「変わらない祈りのために」事務局

住所：埼玉県さいたま市大宮区高鼻町 1-4 4 7-1 埼玉県神社庁内

電話：0 4 8-6 4 3-3 5 4 2

~~~~~

令和2年 9月1日 第1版発行

令和2年10月1日 第2版改訂

令和2年10月25日 第3版改訂

令和2年11月5日 第4版改訂

令和3年11月1日 第5版改訂

令和4年11月15日 第6版改訂